

長崎県公務労協が「公契約条例学習会」を開催 －「公契約条例」制定に向けた労働組合の役割等を学ぶ－

長崎県公務労協は、連合長崎、長崎県地方自治研究センターと連携し、5月17日に佐世保市・富士国際ホテル、翌18日に長崎市・ホテルセントヒル長崎において、「公契約条例学習会」を開催した。この学習会は、昨年度まで長崎市内だけで開催してきたが、本年度は県民に広く周知するため県内2カ所で開催したもの。各構成組織組合員や連合地域協議会役員、各級議員、地方公共団体の担当者など全体で180人ほどの参加を得た。

学習会は、公益社団法人神奈川県地方自治研究センターの勝島行正主任研究員を講師に迎え、「なぜ公契約条例は必要か？～公契約条例の制定状況をふまえて考える～」というテーマで行われた。勝島さんは、公契約条例制定に向けたこの間の取組み経過、条例の必要性、条例の内容と意義、条例制定に向けた労働組合の役割等についてわかりやすく説明した。また、安倍政権が進める「生活保護削減」は、公契約条例に直接的な影響を与えると指摘した。



公契約の必要性を説明する勝島さん

最後に、長崎県下での公契約条例制定へ向け、積極的な取組みを行うことを参加者全員で確認し学習会を終了した。



参加者は熱心に聞き入る